

介護人材確保・職場環境改善等事業費補助金に関するQ&A

問番号	問	回答
問1	交付額により人件費の改善や職場環境改善を行う場合、いつまでに行う必要があるのか。	補助額による人件費の改善や職場環境改善は、基準月（令和6年12月を基本とし、令和7年1月、2月又は3月も選択可能）から各自治体が定める実績報告書の提出期限までに行う必要がある。 そのうち、当該人件費の改善は、介護事業所に対する緊急支援という趣旨を鑑み、可能な限り速やかに実施していただきたい。
問2	法定福利費等の事業主負担の増加分は、人件費の改善に含めてよいか。	人件費の改善は、従業員への一時金等への支給に充てるものであるが、当該人件費の改善に伴い生じる法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることも可能である。
問3	補助金を人件費の改善に充てる場合、介護職員以外の職員への配分は可能か。	介護職員への配分を基本とするが、同一事業所において雇用する者であれば、介護職員以外も含め、すべて対象とすることが可能である。
問4	法人本部の人事、事業部等で働く者など、介護サービス事業者等のうちで介護に従事していない職員について、補助額に基づく人件費改善や職場環境改善の対象に含めることは可能か。	法人本部の職員については、補助金の対象であるサービス事業所等における業務を行っているとは判断できる場合には、人件費改善や職場環境改善の対象に含めることができる。 補助金の対象となっていない介護サービス事業所等の職員は、本補助金を原資とする人件費改善や職場環境改善の対象に含めることはできない。
問5	補助金を職員のベースアップに充ててもよいのか。	本補助金を職員の人件費に充てる場合は、一時金や臨時の手当として充てることを想定している。 恒久的な支援策ではないため、ベースアップに充てることは想定していないが、各事業所の経営判断として、各種の生産性向上・職場環境改善等の取組の効果により、持続的な賃上げ余力が生じることを見越して、それまでの間のつなぎの原資とすることを妨げるものではない。
問6	人件費や職場環境改善等の経費に充てられることとなっているが、補助経費間の配分ルールは設けられているのか。	あらかじめ決まった配分ルール等はなく、人件費に全額充てることも、職場環境改善の経費に全額充てることも可能である。また、人件費と職場環境改善経費の両方に充てることも可能である。

問番号	問	回答
問 7	介護職員等処遇改善加算について、いつの時点で算定している必要があるか。	<p>基準月（令和 6 年 12 月を基本とし、令和 7 年 1 月、2 月又は 3 月も選択可能）において、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ又はⅣに限る。）を算定していることを基本とする。</p> <p>ただし、当該月から処遇改善加算の算定に必要な準備・届出等が間に合わない場合に限り、令和 7 年 4 月からの処遇改善加算の算定に向けた体制届出を期日（4 月 15 日）までに行っている場合には、本事業の対象とする。</p> <p>なお、当該算定状況については、国保連合会における台帳情報において把握することを想定しており、各都道府県において、申請状況を確認することは求めない（国保連合会の台帳情報において処遇改善加算に相当する加算の算定状況を把握していない一部の総合事業のサービスを除く）。</p>
問 8	介護職員等処遇改善加算Ⅴを算定している場合は補助金の対象外となるのか。	<p>基準月（令和 6 年 12 月を基本とし、令和 7 年 1 月、2 月又は 3 月も選択可能）において、介護職員等処遇改善加算Ⅴを算定しているのみでは補助金の要件を満たさないが、この場合であっても、令和 7 年 4 月から処遇改善加算の算定に向けた体制届け出を期日までに行っている場合には、本事業の対象とする。</p>
問 9	休廃止を予定している事業所について、本補助金の対象となるか。	<p>本補助金は、介護現場における生産性向上や、職場環境改善等を図ることにより、介護職員の確保・定着や介護サービスの質の向上につながるものであることから、事業計画書の提出時点で休廃止することが明らかになっている事業所については、本補助金の交付対象外とする。</p> <p>ただし、事業計画書の提出時点では見通せなかった事情等により事業所が休廃止することになった場合については、休廃止することが明らかになった時点で速やかに都道府県に届け出ることとする。</p>
問 1 0	補助対象経費として「介護助手等を募集するための経費」とあるが、介護職員を募集するための経費に充てることは可能か。	<p>本補助金は、業務効率化等の観点から、介護助手等の募集のための経費に充当することを想定しており、一般の介護職員を募集するための経費に充てることは想定していない。なお、「介護助手等」の「等」には、「介護補助者」、「介護サポーター」など、介護助手に類する者を想定しているものである。</p>
問 1 1	過去に職場環境改善等のために要した経費は今回補助対象となるのか。	<p>基準月以降に行った職場環境や人件費改善のための経費に充てることとしており、過去の経費は対象とならない。</p>

問番号	問	回答
問12	事業者が補助金の入金を受ける前に実施した人件費改善や職場環境改善であっても、基準月（令和6年12月を基本とし、令和7年1月、2月又は3月の任意の月を対象月とすることができる）以降に実施したものであれば、今回の補助金の充当先として実績報告することも可能か。	お見込みのとおり。
問13	ICT 機器本体の導入にあたって、佐賀県介護現場における先進機器導入支援事業費補助金における事業所持ち出し分が生じている場合、本補助金を充てることは可能か。	本補助金は佐賀県介護現場における先進機器導入支援事業費補助金の対象経費に充当することができないため、当該経費における事業所持ち出し分についても本補助金の対象とすることはできない。
問14	職場環境改善経費について、介護助手等を募集するための経費や研修費以外に、どのような経費が対象経費として含まれるのか。	職場環境改善経費については、介護助手等を募集するための経費又は職場環境改善等のための様々な取組を実施するための研修費に充当することを基本とするが、補助金の要件としている「介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化」、「業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等）」又は「業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担（介護助手の活用等）の取組」に関する取組を実施するために要する費用のうち、佐賀県介護現場における先進機器導入支援事業費補助金の対象経費ではないもの（専門家の派遣費用、会議費等）に充当することも可能である。その他の職場環境改善に要する費用全般に充当することは想定していない。
問15	交付額を算出する基準月について、事後的に報酬が変動したことにより、変更申請を行うことは可能か。	申請事務の円滑化の観点から、基準月について、申請後、事後的に変更することは不可とする。なお、月遅れ請求、再請求等に伴う過誤調整分については、令和7年3月末日までに生じ、令和7年4月10日までに審査支払機関により受理されたものに限り、反映することとしており、それ以降の過誤調整分については反映されない。
問16	交付額を算出する基準月について、各事業所の判断となっているが、令和6年12月サービスではない場合その理由は必須なのか。	基準月については、過誤調整等の影響を避ける観点から、原則として、令和6年12月のサービス提供分としている。12月のサービス提供分が他の平常月として著しく低いなど、各事業所の判断により、令和7年1月、2月又は3月の任意の月を基準月とすることができるが、申請事務の円滑化のため、その際、都道府県にその事由を届けることは不要とする。 ただし、月遅れ請求、再請求等に伴う過誤調整分を適切に反映するとともに、基準月の選択誤りなどの事務的な誤りを防ぐ観点からも、特段の支障がない場合には、令和6年12月サービスを基準月とすることが望ましい。

問番号	問	回答
問17	月遅れ請求、過誤調整等により、事後的に総報酬の額が増減する場合、補助金の算出額にどのように反映されるのか。	月遅れ請求、再請求等に伴う過誤調整分については、令和7年3月末日までに生じ、令和7年4月10日までに審査支払機関により受理されたものに限り、反映することとする。
問18	令和7年4月以降に開設する新規事業所は対象外か。	令和7年4月以降に開設する新規事業所は対象とされない。
問19	事業者から本補助金を債権譲渡したい旨の要望があった場合の考え方如何。	本補助金は、全額を職場環境改善経費又は人件費（一時金等）の引上げに充当することとする補助金であり、債権譲渡することは適当ではない。このため、債権譲渡等により、国保連合会に登録されている口座に本補助金を振り込むことが適当でない事業所に対する本交付金の支払いについては、債権譲渡を行っていない事業所の介護給付費等の振込先口座又は介護サービス事業者等の口座に直接支払（振込）を行うこととする。
問20	法人単位での申請は可能か。	介護職員等処遇改善加算と同様、法人単位での計画書の作成が可能であるが、補助金の申請は事業所が所在する都道府県ごとに行う必要がある。都道府県ごとに振込先の指定方法等が異なる場合もあることから、補助金の計画書は都道府県から示されたものを用いること。
問21	公設公営や公設民営（指定管理や委託）の施設・事業所等も本事業の対象となるか。	対象となる。
問22	補助対象経費として「研修費」とあるが、どの範囲までを「研修費」として取り扱って良いのか。例えば、外部講師を招いて研修を実施した場合、講師に支払う「報償費」や「旅費」、「食費（お茶代）」、「消耗品費及び印刷製本費（資料代）」等の研修実施にあたるすべての経費が対象となるのか。また、従業者が外部に出張して研修を受講する場合、「受講料」や「旅費」等が対象となるのか。	研修に要する費用として切り分けられるものであれば、対象経費として充当できる。
問23	補助対象経費として「研修費」とあるが、どのような研修が対象となるのか。例えば、令和6年度の介護報酬改定において、高齢者虐待防止に向けた取組として、虐待の防止のための研修を定期的実施することが義務化されたが、この研修も対象となるのか。	職場環境改善に資するものであれば幅広く対象とすることができるが、基準上取り組むことが義務づけられているものや、職場環境改善とは趣旨が異なるものについて本補助金を充てることは、補助金の趣旨とは異なるため、対象にはならない。
問24	補助対象経費の使途として「介護助手等の募集経費」とあるが、どのような経費が対象となるのか。例えば、求人広告に係る費用や、求人チラシを印刷する費用等が対象となるのか。また、人材派遣会社の紹介料を含めてよいか。	主な使途として、求人広告に係る費用や、求人チラシを印刷する費用等を想定しているが、人材派遣会社の紹介料についても、対象経費とすることが可能。ただし、すべて介護助手等の募集に係る経費に限られる。

問番号	問	回答
問26	一部の事業所が事業途中で休廃止になり改善対象の事業所が減った場合、変更申請が必要になるのか。	事業計画書の提出時点では見通せなかった事情等により一部の事業所が事業途中で休廃止になり、補助金の対象とすることができないと都道府県が判断できるような状態である場合には、補助金の対象事業所が変更となるため、都道府県への変更申請の上、概算払いにより支払われた補助金の返還（精算）が必要となる。
問27	介護助手等の募集について、対象となる介護助手は、人員基準上の「介護職員」には含まれない職員ということか。	介護助手は、介護事業所等において、介護職員をサポートする職員を指すが、人員配置基準との関係で明確な定義は設けられていない。専門的な業務（身体介護等）を行う介護職員の補助やサポートを行っていると考えられるか、掃除や食事の配膳・片づけ、ベッドメイキング、利用者の会話の相手、移動の付き添い、レクリエーションの実施や補助、送迎等、専門的な業務（身体介護等）以外の業務を主に行っているのか等の実態から、総合的に判断されるべきものと考えられる。
問28	補助金の交付要件の、「既の実施していなければならない」については、過去に取組を行っていたが、取組は終了しており、申請時点では取組を行っていない場合も要件を満たすと考えてよいのか。	「既の実施していなければならない」とあるのは、申請時点で何らかの取組を行っていることが必要になる。
問29	令和6年12月～3月まで稼働していたが、運営法人の変更によりこれまでの事業所番号が廃止となり、令和7年4月から新規の事業所番号を取得した場合、当該事業所については交付対象となるか。	転換前の事業所と転換後の事業所において、職員に変更がないなど、実質的に継続して運営していると都道府県において判断できる場合には、補助金の対象とすることが可能。都道府県の担当者にご確認いただきたい。
問30	介護助手という定義は、介護を受ける方の身体に触れる身体介護を行わない職種という理解でよいのか。（食事の配膳や掃除、ベッドメイキングといった身体に触れることのない範囲でのサポートをする職員） 認識のとおりの場合、施設系や通所介護事業所における清掃員は介護助手にあたるため、その募集経費は本事業の対象となるか。	介護助手について、明確な定義は設けられていないが、清掃員が介護助手にあたるかどうかについては、専門的な業務（身体介護等）を行う介護職員の補助やサポートを行っていると考えられるか、専門的な業務（身体介護等）以外の業務を主に行っているのか等の実態から、総合的に判断される。一般的には、清掃のみに従事する方は介護助手に含まれ得るため、その場合、当該介護助手の募集経費を対象とすることは可能。

問番号	問	回答
問3 1	外国人介護人材のうち、「EPA 介護福祉士候補者」と「技能実習生」は、就労開始後6 か月経過するまでは、介護施設の人員配置基準に算定不可（R6報酬改定で要件緩和されたが）となっているが、その6 か月間を介護助手として勤務しており、その後は、人員基準に算定可能となるため、介護職員として勤務する予定の場合、その職員の募集経費は対象となるか。 また、職場環境改善等のための様々な取組を実施するための研修費について、外国人の日本語習得のための研修費用は対象となるか。	外国人介護人材が介護助手にあたるかどうかについては、専門的な業務（身体介護等）を行う介護職員の補助やサポートを行っていると考えられるか、専門的な業務（身体介護等）以外の業務を主にしているのか等の実態から、総合的に判断されるべきものであり、当該外国人介護人材が実態として介護助手であると判断できる場合、その募集経費にも補助額を充当することができるが、募集経費として切り分けられる部分のみ対象とすることができる。 研修費については、職場環境改善等のための様々な取組を対象とすることができるが、単なる日本語習得のための研修として整理されているものは、介護サービスに直接関係のない技能の習得も含まれ得ることなどから、補助金の使途として適切なものではない。
問3 2	職場環境改善経費について、あくまで対象となるのは「介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の見える化」にかかる費用（コンサル費、介護費等）であって、その課題を解決するためにかかる費用（例えば、機器やサービスの導入経費など）は対象ではないという理解でよいか。	ご認識のとおり。その他の経費で対象となるのは、基本的には、会議費やコンサルティング費用等を想定している。
問3 4	職場環境改善経費について、職員の資格取得（社会福祉士等）の受講費補助に充てることはできるか。	資質の向上やキャリアアップに向けた研修は、一般的に職場環境改善のための様々な取組を実施するための研修費に含まれ得るものであるため、当該研修の受講費用も研修費としての補助対象になり得る。
問3 5	委員会の経費とは具体的にどのような経費が含まれるのか。例えば、委員会（会議）に必要なPCモニターやスクリーン等の購入にかかる経費は対象経費に含まれるか。	職場環境改善のための経費は、職場環境改善全般の取組を対象とするものではなく、介護助手を募集するための経費と職場環境改善のための様々な取組を実施するための研修費となっている。本補助金を機器購入費用に充当することはできないため、PCモニターやスクリーン等の購入費用は対象経費にはならない。
問3 6	「介護助手等を募集するための経費」として、人材確保のために新たにホームページを業者に頼んで作成する際にその経費は対象となるか。また、上記ホームページの作成を業者に頼まず、事業所でPCを買って作成する場合、そのPCの経費は対象になるか。	新たなホームページを開設するための費用については、業者委託か事業所での作成かに関わらず、ホームページの用途が介護助手等を募集するためだけに限定されることが確認できない限り、介護助手等を募集するための経費として切り分けることができないため、本補助金の補助対象として適切ではない。また、ICT機器の購入費用は補助の対象外であるため、PC端末の購入費用は本補助金の補助対象にはならない。

問番号	問	回答
問37	「補助金による人件費の改善や職場環境改善は、基準月（令和6年12月を基本とし、令和7年1月、2月又は3月も選択可能）から各自治体が定める実績報告書の提出までに行う必要がある。」と示されているが、年度契約を行い、毎月費用を支払う形式の研修の場合、実績報告書の提出日までに支払った費用についてのみ補助の対象となるということか。	お見込みのとおり、年度契約で毎月費用を支払う形式の研修の場合、実績報告書の提出日までに実際に支払った費用のみが補助対象となる。